

第 66 回 伊勢市都市計画審議会  
議案書

令和 4 年 8 月 25 日

## 目 次

### 【審議案件】

- 議案第 1 号 伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更  
（伊勢市決定）
- 議案第 2 号 伊勢都市計画特定用途制限地域の変更（伊勢市決定）
- 議案第 3 号 伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響  
評価書

## 【計画書】

伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（伊勢市決定）

都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ処理場名			
1	伊勢広域環境組合 ごみ処理施設	伊勢市西豊浜町	約 6.05ha	可燃ごみ処理施設 205t/日 粗大ごみ処理施設 15t/日 リサイクル施設 18.5t/日

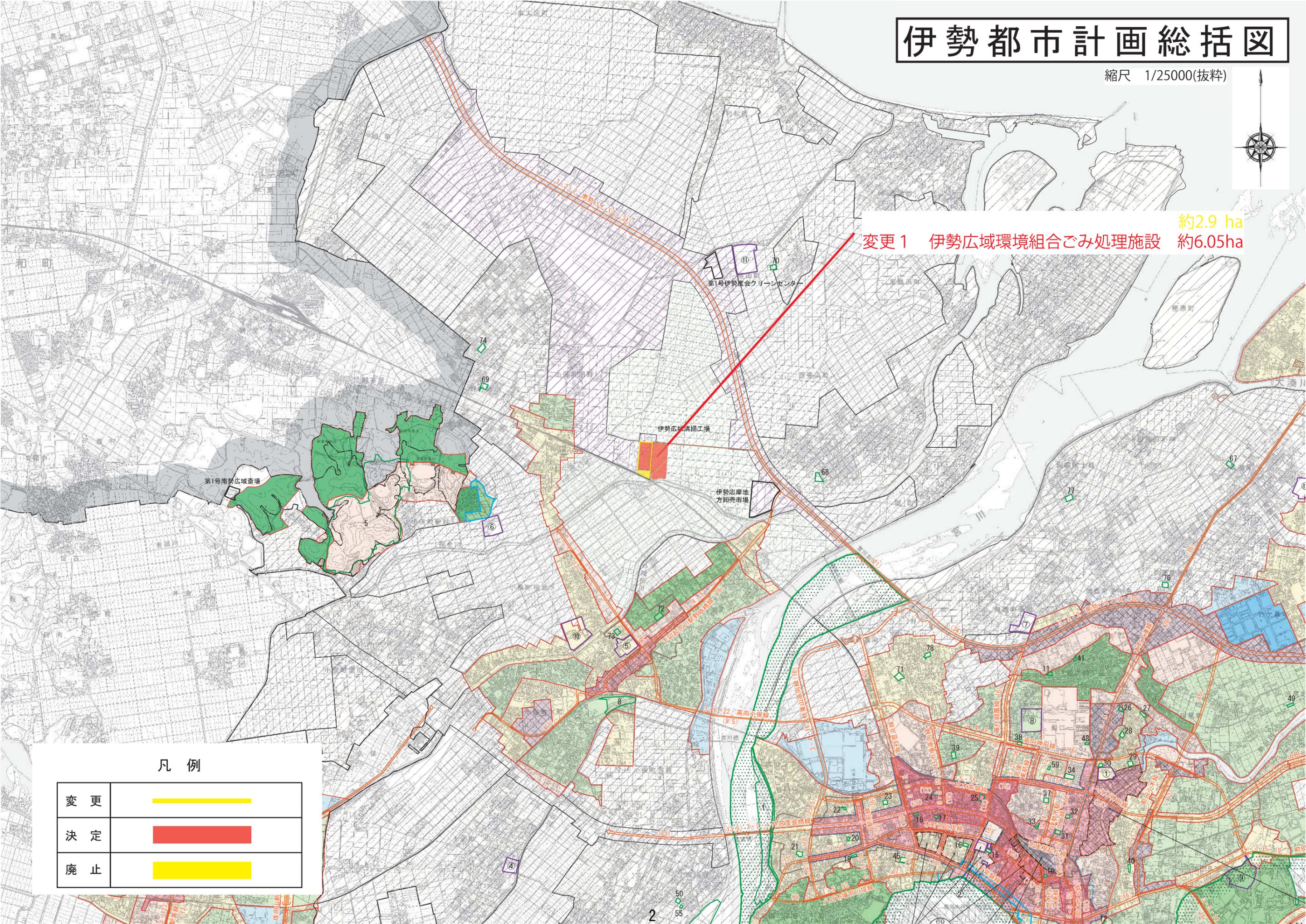
「区域図は計画図表示のとおり」

理由

別紙理由書による。

# 伊勢都市計画総括図

縮尺 1/25000(抜粋)



変更1 伊勢広域環境組合ごみ処理施設 約2.9 ha  
約6.05ha

## 凡例

変更	
決定	
廃止	

計画図

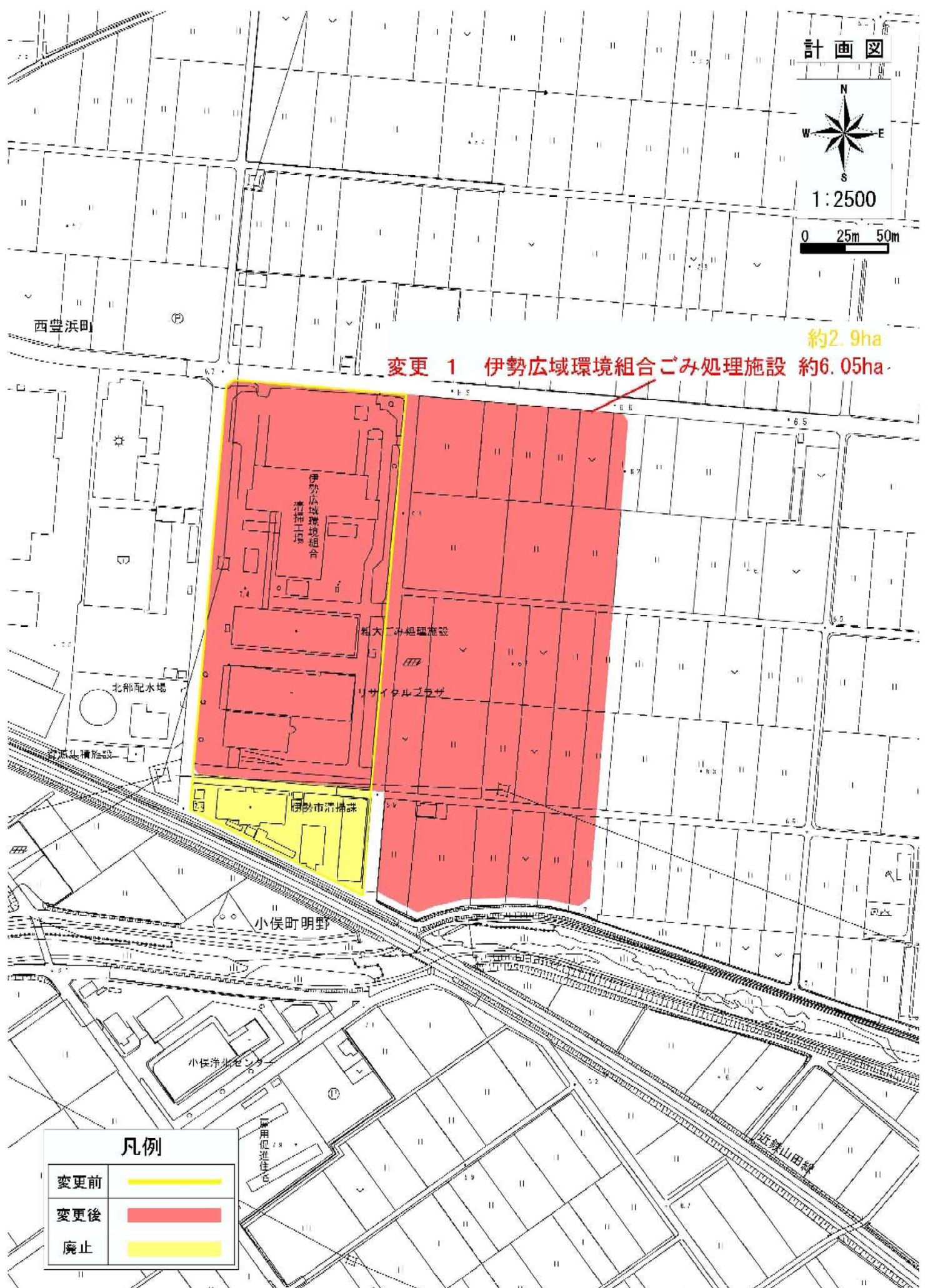


1:2500

0 25m 50m

変更 1 伊勢広域環境組合ごみ処理施設 約6.05ha

約2.9ha



凡例	
変更前	黄色
変更後	赤色
廃止	黄色

## 新旧対照表

伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（伊勢市決定）

都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）を次のように変更する。

**ゴシック斜体は、変更前**

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ処理場名			
1	<b>伊勢広域清掃工場</b> 伊勢広域環境組合 ごみ処理施設	伊勢市西豊浜町	<b>約 2.9ha</b> 約 6.05ha	<b>焼却施設</b> <b>240t/日</b> 可燃ごみ処理施設    205t/日 <b>45t/日</b> 粗大ごみ処理施設    15t/日 <b>34.5t/日</b> リサイクル施設        18.5t/日

## 理由書

伊勢都市計画ごみ処理場は、昭和 48 年 11 月 12 日に伊勢広域清掃工場という名称でごみ焼却場として都市計画決定を行い、昭和 50 年 4 月より供用を開始した。その後、平成 7 年 2 月に粗大ごみ処理施設を敷地内に新設、平成 8 年 4 月に可燃ごみ処理施設の更新を行っている。また、平成 11 年には、ごみ焼却場からごみ処理場へと都市計画の内容を変更し、平成 12 年 4 月にリサイクルプラザの供用を開始した。

当該施設については、平成 31 年 4 月に策定された「ごみ処理施設基本構想」に基づき、将来にわたり安全かつ安定的なごみ処理体制を継続し、効率的で地域に貢献できる施設を整備するため、また、昭和 50 年 4 月から継続使用していることにより、老朽化が著しい状況にあるごみ処理場の更新のために新たな施設を建設する必要がある。しかし、業務を継続しながら施設を建設する必要があり、既存施設の稼働を停止し建て替えを行うことはできないため、建設候補地として新たに用地を求めていく必要がある。

建設候補地については、災害や自然環境保護の観点、インフラ設備の整備状況等から対象地を絞り込み、土地の現況、経済性、周辺状況、その他の要素により、現有地を含む伊勢広域清掃工場周辺に計画することとした。

加えて、建設候補地にごみ処理施設を整備することによる周辺環境への影響については、三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価書が示す予測結果から、環境基準等を満たしており、事業者により環境保全措置を講じる整備計画であることから、影響が小さいと評価できる。

これらの状況を踏まえ、都市計画を定める上で支障がないと判断し、将来にわたり安全かつ安定的なごみ処理体制を継続するため、建築基準法第 51 条及び都市計画法第 11 条第 1 項第 3 号の規定により、伊勢都市計画ごみ処理場の変更を行うものである。

伊勢都市計画特定用途制限地域を次のように変更する。

ゴシック斜体は、変更前

種 類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備 考
特定用途制限地域 (自然環境地区)	約 3,203.2 ha	<p style="text-align: center;">建 築 物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○店舗等の床面積の合計が 150 m<sup>2</sup>を超えるもの 又は 3 階以上の部分をその用途に供するもの</li> <li>○事務所の床面積の合計が 150 m<sup>2</sup>を超えるもの 又は 3 階以上の部分をその用途に供するもの</li> <li>○ボーリング場、スケート場、水泳場等</li> <li>○カラオケボックス等</li> <li>○麻雀屋、パチンコ屋、射的場、車券発売所等</li> <li>○劇場、映画館、演芸場、観覧場</li> <li>○キャバレー、個室付浴場等</li> <li>○自動車教習所</li> <li>○倉庫業を営む倉庫</li> <li>○工場</li> </ul> <p>(ただし、次のものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①農産物の処理又は加工に必要な施設</li> <li>②木材加工場や陶磁器工場</li> <li>③パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作 業場の面積が 50 m<sup>2</sup>以下のもの)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○危険物の貯蔵・処理に関する施設</li> </ul> <p>(ただし、上記①②③に掲げる工場において 貯蔵または処理する危険物の貯蔵・処理に 関する施設を除く。)</p> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	<p>・ただし、保 安林の区域 について は、特定用 途制限地域 の区域から 除く。</p>
		<p style="text-align: center;">工 作 物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○クラッシャープラント、コンクリートプラ ント等</li> <li>○アスファルトプラント等</li> <li>○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等</li> </ul> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	

<p>特定用途制限地域 (第一種田園 ・集落地区)</p>	<p>約 1,667.7 ha</p> <p>約 1,663.6 ha</p>	<p>建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○店舗等の床面積の合計が 150 m<sup>2</sup>を超えるもの 又は 3 階以上の部分はその用途に供するもの</li> <li>○事務所の床面積の合計が 150 m<sup>2</sup>を超えるもの 又は 3 階以上の部分はその用途に供するもの</li> <li>○ホテル・旅館</li> <li>○ボーリング場、スケート場、水泳場等</li> <li>○カラオケボックス等</li> <li>○麻雀屋、パチンコ屋、射的場、車券発売所等</li> <li>○劇場、映画館、演芸場、観覧場</li> <li>○キャバレー、個室付浴場等</li> <li>○自動車教習所</li> <li>○倉庫業を営む倉庫</li> <li>○工場</li> </ul> <p>(ただし、次のものを除く。 ①農産物の処理又は加工に必要な施設 ②パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、 畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の面積が 50 m<sup>2</sup>以下のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○危険物の貯蔵・処理に関する施設</li> </ul> <p>(ただし、上記①②に掲げる工場において貯蔵 または処理する危険物の貯蔵・処理に関する 施設を除く。)</p> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
		<p>工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○クラッシャープラント、コンクリートプラント等</li> <li>○アスファルトプラント等</li> <li>○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等</li> </ul> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
<p>特定用途制限地域 (第二種田園 ・集落地区)</p>	<p>約 3,695.8 ha</p>	<p>建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○店舗等の床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>○ホテル・旅館</li> <li>○ボーリング場、スケート場、水泳場等で、床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>○カラオケボックス等</li> <li>○麻雀屋、パチンコ屋、射的場、車券発売所等</li> <li>○劇場、映画館、演芸場、観覧場</li> <li>○キャバレー、個室付浴場等</li> <li>○自動車教習所で、床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>○倉庫業を営む倉庫</li> </ul> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	<p>・ただし、保安林の区域については、特定用途制限地域の区域から除く。</p>
		<p>工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等</li> </ul> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	

特定用途制限地域 (幹線道路沿道 流通・業務地区)	約 435.5 ha  約 439.6 ha	建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○店舗等の床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>○客席が 200 m<sup>2</sup>以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場</li> <li>○キャバレー等</li> </ul> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
		工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等</li> </ul> <p>※ただし、都市公園内における公園施設は除く。</p>	
特定用途制限地域 (低層住居専用 地区)	約 23.0 ha	建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物以外</li> </ul> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
		工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クラッシュャープラント、コンクリートプラント等</li> <li>○アスファルトプラント等</li> <li>○工作物である単独車庫で、築造面積が 50 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>○工作物である建築物附属自動車車庫で、築造面積が 600 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>○高さが 8mを超えるサイロ等</li> <li>○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等</li> </ul> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
特定用途制限地域 (サンアリーナ 周辺地区)	約 74.3 ha	建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿</li> <li>○店舗等</li> <li>○カラオケボックス等</li> <li>○麻雀屋、パチンコ屋、射的場、車券発売所等</li> <li>○キャバレー、個室付浴場等</li> <li>○幼稚園、小学校、中学校、高等学校</li> <li>○大学、高等専門学校、専修学校</li> <li>○図書館等</li> <li>○神社、寺院、教会等</li> <li>○病院</li> <li>○老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等</li> <li>○老人福祉センター、児童厚生施設等</li> </ul> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
合 計	約 9,099.5h a			

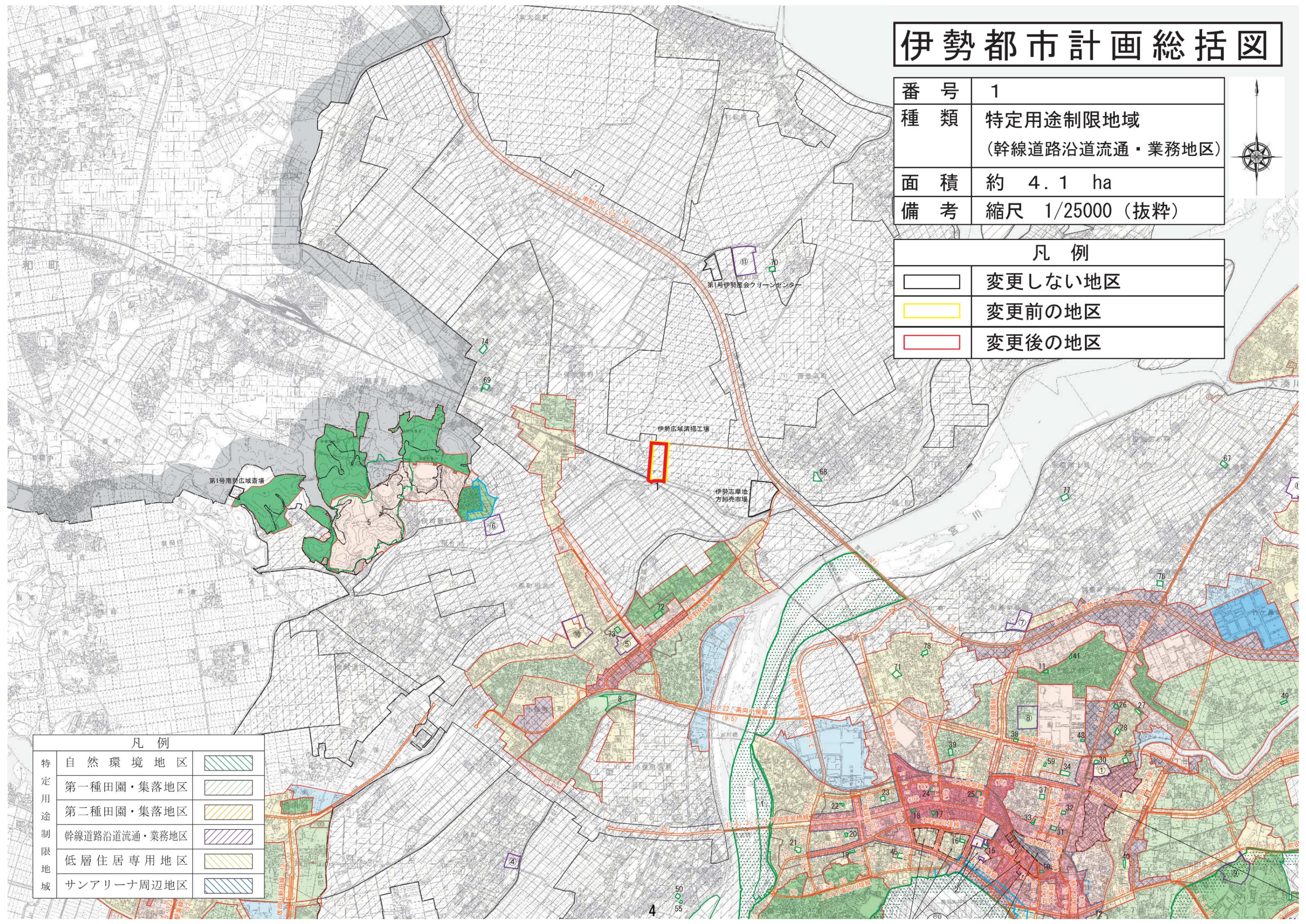
# 伊勢都市計画総括図

番号	1
種類	特定用途制限地域 (幹線道路沿道流通・業務地区)
面積	約 4.1 ha
備考	縮尺 1/25000 (抜粋)



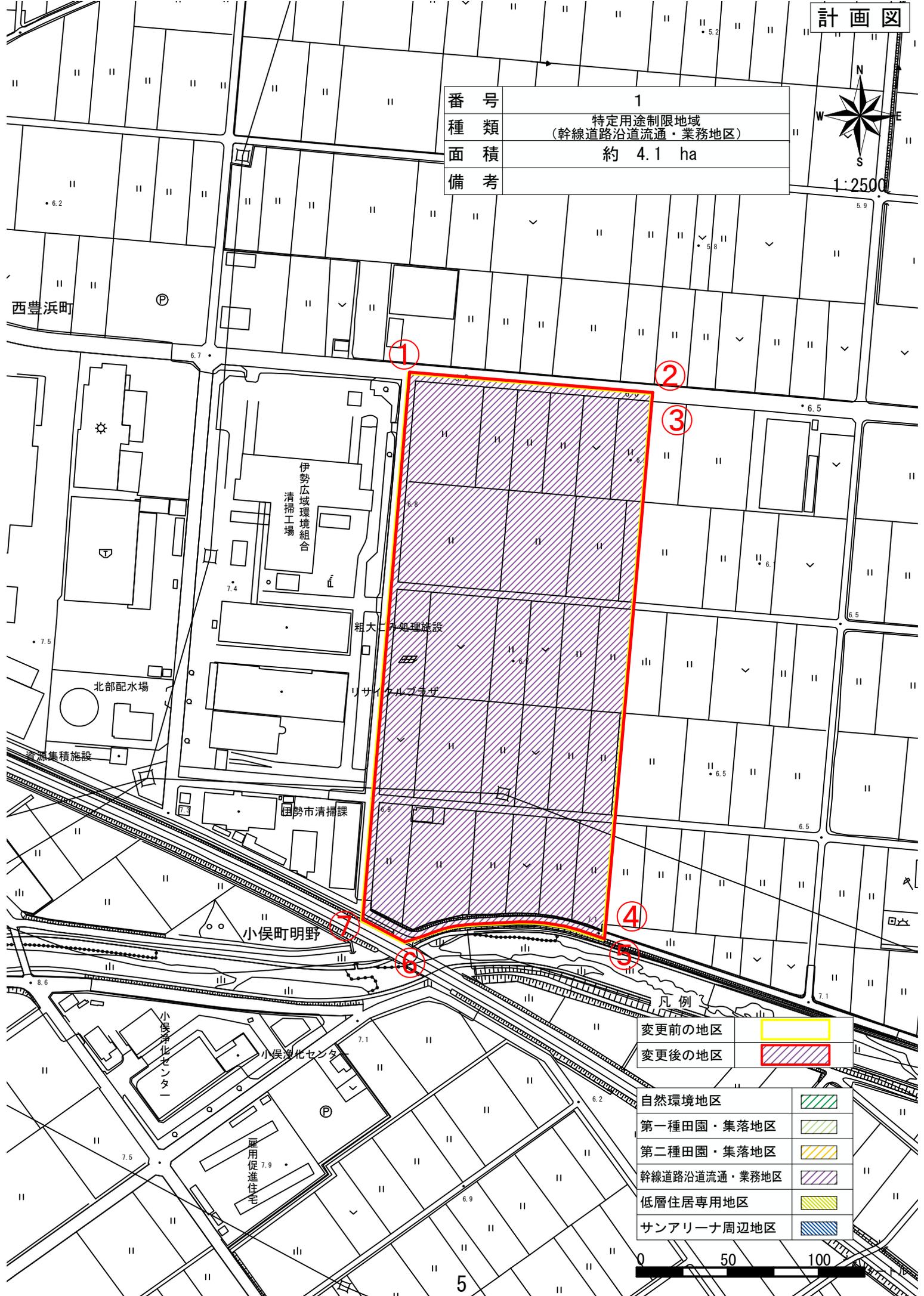
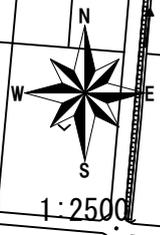
凡例	
	変更しない地区
	変更前の地区
	変更後の地区

凡例		
特定用途制限地域	自然環境地区	
	第一種田園・集落地区	
	第二種田園・集落地区	
	幹線道路沿道流通・業務地区	
	低層住居専用地区	
	サンアリーナ周辺地区	



計画図

番号	1
種類	特定用途制限地域 (幹線道路沿道流通・業務地区)
面積	約 4.1 ha
備考	



凡例

変更前の地区	
変更後の地区	
自然環境地区	
第一種田園・集落地区	
第二種田園・集落地区	
幹線道路沿道流通・業務地区	
低層住居専用地区	
サンアリーナ周辺地区	



## 理由書

伊勢広域清掃工場については、昭和 50 年 4 月から継続使用しており、老朽化が著しい状況にあるため、新たに施設を設けることとなるが、既存施設の稼働停止は出来ず業務を継続しながら建設していくことになるため、建設候補地として新たに用地を求めていく必要がある。

建設候補地については、災害や自然環境保護の観点、インフラ設備の整備状況等から対象地を絞り込み、土地の現況、経済性、周辺状況、その他の要素により、現有地を含む伊勢広域清掃工場周辺に計画することとした。

平成 24 年 4 月の特定用途制限地域の決定では、地区設定の考え方として、まとまりのある整地された農用地区域の保全を図るため、当該地を第一種田園・集落地区に指定したが、将来にわたる安全かつ安定的なごみ処理体制を継続するための都市計画ごみ処理場用地として、都市計画の土地利用との整合性を図るため、幹線道路沿道流通・業務地区に変更しようとするものである。

# 伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る

## 環境影響評価書（概要版）

## はじめに

環境影響評価（環境アセスメント）はごみ処理施設整備事業の実施にあたり、新施設が環境に与える影響を事前に調査・予測・評価するもので、三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）第39条の規定により、事業者である伊勢広域環境組合に代わり、都市計画決定権者である伊勢市が都市計画決定の変更と併せて実施する。

なお、関係する地域は半径約3kmを環境影響が及ぶ範囲として設定することから、伊勢市、明和町及び玉城町になる。

評価書は、準備書で示した環境影響の評価結果等について、知事や住民等の意見をもとに準備書を修正、取りまとめたものである。

## 環境影響評価の選定項目

事業によって影響を受けるおそれのある評価項目について、事業特性と地域特性から、環境に影響を与えるおそれのある影響要因と、要因によって影響を受ける可能性がある環境要素を関連付けて整理し、下表のとおり選定した。（○のついた項目の評価を実施）

環境要素		影響要因					土地または工作物の存在及び供用 (整備工事中の影響)								その他	
		a. 重機の稼働	b. 資材の運搬	c. 土地の造成	d. 工作物の建設	e. 廃棄物の発生・処理	f. 造成地の存在	g. 工作物の存在	h. 土地の利用	i. 工作物の供用・稼働	j. 関係車両の走行	k. 廃棄物の発生・処理	l. 取水用水	m. エネルギーの使用	n. 緑化	o. 既存工作物の撤去
大気環境	大気質	○	○	○					○	○						○
	騒音	○	○						○	○						○
	振動	○	○						○	○						○
	低周波音								○							
	悪臭								○							
水環境	水質			○	○											
	地下水の水質及び水位								○			○				
その他	地盤											○				
	土壌								○							
陸生動物				○	○		○	○	○							
陸生植物				○			○	○	○							
水生生物				○	○											
生態系				○	○		○	○	○							
景観							○	○							○	
廃棄物等				○		○					○					○
温室効果ガス等									○				○			

なお、本概要版では選定項目のうち、主要な項目である新施設運用時の影響等について、環境要素ごとの調査・予測・評価結果を記載している。

# 環境影響評価の結果

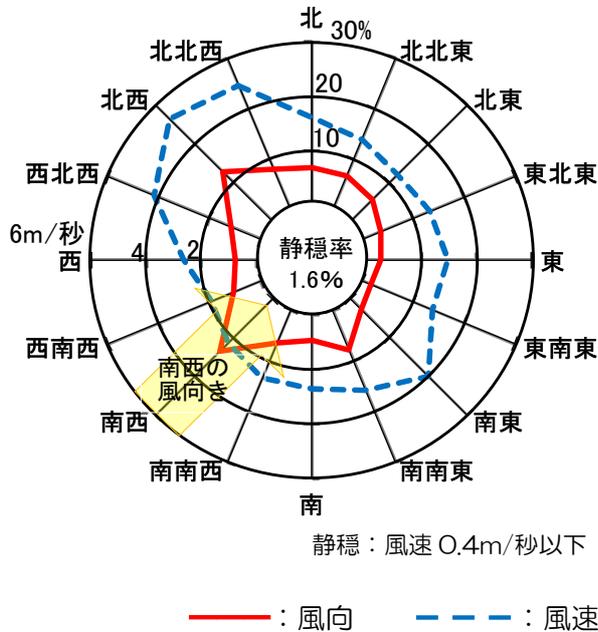
## 1. 施設の稼働

### ① 調査・予測結果

-大気質- (対応する影響要因：i)

#### ○調査結果 (地上気象)

計画地(地点1)での現地調査の結果、南西からの風が最多で、その平均風速は2.3m/秒であった。



①：大気質、悪臭、土壌調査地点

#### ○予測結果 (長期平均濃度)

【表内グラフの凡例】 ■：将来濃度 ■：環境基準等

#### ・二酸化窒素 (単位：ppm)

調査地点		現況濃度 (四季平均値)	寄与濃度 (年平均値)	将来濃度 (年平均値)	将来濃度 (日平均値)
1	対象事業実施区域	0.006	0.000004	0.006004	0.017
2	下小俣公園	0.005	0.000025	0.005025	0.015
3	上区公民館	0.005	0.000006	0.005006	0.015
4	クリーンセンター	0.006	0.000011	0.006011	0.017
5	明野東部公園	0.006	0.000008	0.006008	0.017
6	相合公園	0.006	0.000015	0.006015	0.017
環境基準 (日平均値)					0.06

- ※ 現況濃度：各調査地点において大気に含まれる物質濃度
- 寄与濃度：煙突からの排ガスが各調査地点の大気与える物質濃度 (最も影響の大きくなる令和9年度の焼却量の条件で算出)
- 将来濃度：現況濃度に寄与濃度を足した濃度
- 年平均値：1年間の平均値
- 日平均値：周辺的一般環境大気測定局における測定結果を基に年平均値から日平均値に変換した値
- 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準

• 二酸化硫黄（単位：ppm）

調査地点		現況濃度 (四季平均値)	寄与濃度 (年平均値)	将来濃度 (年平均値)	将来濃度 (日平均値)
1	対象事業実施区域	0.001	0.000008	0.001008	0.003
2	下小俣公園	0.001	0.000031	0.001031	0.003
3	上区公民館	0.001	0.000008	0.001008	0.003
4	クリーンセンター	0.001	0.000012	0.001012	0.003
5	明野東部公園	0.001	0.000012	0.001012	0.003
6	相合公園	0.001	0.000015	0.001015	0.003
環境基準（日平均値）					0.04

• 浮遊粒子状物質（単位：mg/m<sup>3</sup>）

調査地点		現況濃度 (四季平均値)	寄与濃度 (年平均値)	将来濃度 (年平均値)	将来濃度 (日平均値)
1	対象事業実施区域	0.014	0.000004	0.014004	0.034
2	下小俣公園	0.016	0.000015	0.016015	0.038
3	上区公民館	0.015	0.000004	0.015004	0.036
4	クリーンセンター	0.014	0.000006	0.014006	0.034
5	明野東部公園	0.015	0.000006	0.015006	0.036
6	相合公園	0.014	0.000007	0.014007	0.034
環境基準（日平均値）					0.1

• 水銀（単位：μgHg/m<sup>3</sup>）

調査地点		現況濃度 (四季平均値)	寄与濃度 (年平均値)	将来濃度 (年平均値)
1	対象事業実施区域	0.0017	0.000012	0.001712
2	下小俣公園	0.0014	0.000046	0.001446
3	上区公民館	0.0015	0.000011	0.001511
4	クリーンセンター	0.0014	0.000017	0.001417
5	明野東部公園	0.0014	0.000018	0.001418
6	相合公園	0.0015	0.000022	0.001522
指針値（年平均値）				0.04

• ダイオキシン類（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

調査地点		現況濃度 (四季平均値)	寄与濃度 (年平均値)	将来濃度 (年平均値)
1	対象事業実施区域	0.0075	0.000019	0.007519
2	下小俣公園	0.0072	0.000077	0.007277
3	上区公民館	0.0062	0.000019	0.006219
4	クリーンセンター	0.0086	0.000029	0.008629
5	明野東部公園	0.0066	0.000030	0.006630
6	相合公園	0.0072	0.000037	0.007237
環境基準（年平均値）				0.6

※ 現況濃度：各調査地点において大気に含まれる物質濃度の測定結果

寄与濃度：煙突からの排ガスが各調査地点の大気に与える物質濃度（最も影響の大きくなる令和9年度の焼却量の条件で算出）

将来濃度：現況濃度に寄与濃度を足した濃度

年平均値：1年間の平均値

日平均値：周辺的一般環境大気測定局における測定結果を基に年平均値から日平均値に変換した値

環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準

指針値：環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

-騒音- (対応する影響要因：i)

○予測結果 (単位：デシベル)

	朝 (6~8時)	昼間 (8~19時)	夕 (19~22時)	夜間 (22~翌6時)
予測結果	47	56	47	47
規制基準	55	60	55	50

※ 予測結果は、敷地境界における騒音レベル最大値  
規制基準は、工場において発生する騒音の規制基準（敷地境界で超えてはならない値）

-振動- (対応する影響要因：i)

○予測結果 (単位：デシベル)

	昼間 (8~19時)	夜間 (19~翌8時)
予測結果	55	43
規制基準	65	60

※ 予測結果は、敷地境界における振動レベル最大値  
規制基準は、工場において発生する振動の規制基準（敷地境界で超えてはならない値）

-低周波音- (対応する影響要因：i)

○調査結果 (単位：デシベル)

計画施設と施設規模が同程度である類似施設における調査結果は以下に示すとおりである。

類似施設の調査結果 (敷地境界)				心身に係る苦情に関する参照値
地点A	地点B	地点C	地点D	
74	77	81	75	92

※ 参照値は、心身に係る苦情が発生すると考えられる値

○予測結果

計画施設においても類似施設と同様に環境保全措置を実施する計画であることから、施設の稼働による低周波音は類似施設と同様の値であると予測する。

-悪臭- (対応する影響要因：i)

○調査結果

対象事業実施区域で調査した特定悪臭物質（悪臭の主な原因となる22の化学物質）は、定量下限値未満又は微量であり、人間の嗅覚を用いてにおいの程度を数値化した臭気指数の調査結果は以下に示すとおりである。

調査地点		臭気指数調査結果	
		1回目	2回目
1	対象事業実施区域	10未満	10未満
2	下小俣公園	10未満	10未満
3	上区公民館	10未満	10未満
4	クリーンセンター	10未満	10未満
5	明野東部公園	10未満	10未満
6	相合公園	10未満	10未満
—	類似施設 (風上・風下)	10未満	

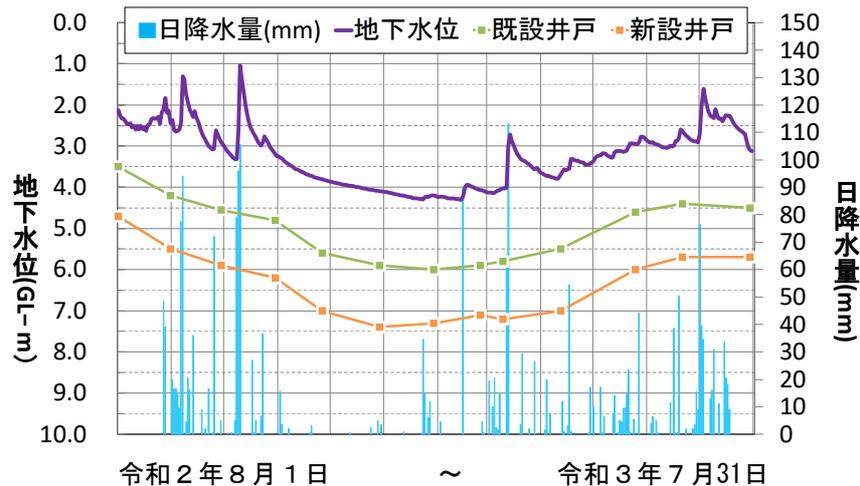
○予測結果

類似施設の測定結果において、臭気指数は10未満であり、多くの人が臭いを感じない程度である。また、計画施設においても類似施設と同様に環境保全措置を実施する計画であることから、施設の稼働による悪臭は類似施設と同様の値であると予測する。

-地下水及び地盤- (対応する影響要因：i、l)

○調査結果

地下水の月平均水位は、GL-2.38m（8月）～GL-4.21m（2月）で降水量に応じた変動である。



○予測結果

計画施設ではプラント系用水の一部に井水を利用する計画である。対象事業実施区域周辺ではN値50以上を示す玉石混じり砂礫層の地層が安定して確認されており、構造物の荷重を支える良好な地盤で形成されている。現在、井水を利用している既存施設において地下水位の著しい低下による影響は確認されていない。計画施設は既存施設よりも施設規模（処理能力）が小さくなり、井水の利用も同等または少なくなる計画であることから、施設の稼働による地下水及び地盤は、現況と同程度と予測する。

※ N値：土の締まり具合や強度を求める基準となる数値。

-土壌- (対応する影響要因：i)

○予測結果（ダイオキシン類（単位：pg-TEQ/g））

調査地点	現況濃度	寄与濃度 (一般大気中の寄与)	寄与濃度 (排ガスの寄与)	将来濃度
1 対象事業実施区域	5.4	0.621	0.001	6.022
2 下小俣公園	0.044	0.596	0.006	0.646
3 上区公民館	17	0.513	0.001	17.514
4 クリーンセンター	50	0.712	0.002	50.714
5 明野東部公園	0.053	0.546	0.003	0.602
6 相合公園	0.057	0.596	0.003	0.656
環境基準（濃度）				1000

- ※ 現況濃度：各調査地点において土壌に含まれる物質濃度の測定結果
- 寄与濃度：大気に含まれるダイオキシン類が土壌に与える物質濃度
- 将来濃度：現況濃度に寄与濃度を足した濃度
- 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準

-廃棄物等- (対応する影響要因：k)

○予測結果（単位：t/日）

区分	発生量	再資源化量	処分量
焼却灰	12.9	12.9	0
焼却飛灰	6.3	6.3	0
合計	19.2	19.2	0

-温室効果ガス等- (対応する影響要因：i、m)

○予測結果 (t-CO<sub>2</sub>/年)

区分	排出量 ①	削減量 ②	排出量-削減量 ①-②	削減の程度 (%)
排出量	16,563	7,120	9,443	43.0

※排出量：計画施設が稼働する令和9年度におけるごみや燃料等の焼却時に生じるCO<sub>2</sub>の量

削減量：ごみ焼却時に生じる熱から発電し、売電する量（焼却による副産物である電気は温室効果ガス排出係数がゼロとなり、これを売電することによりCO<sub>2</sub>が排出される化石燃料由来の電力消費量を削減。今後の再エネの主力電力化により削減量は減少していく可能性がある。）

算出方法：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver.4.7」（令和3年1月 環境省・経済産業省）

②評価結果

施設の稼働による各項目の予測結果は現況から大きな変化はなく、環境基準等を満足することから影響が小さいと評価する。また、大気汚染防止法等に基づく規制基準より厳しい自主規制値の設定と遵守、設備機器類の維持管理の徹底など、各項目で適した環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響が事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避・低減が図られていると評価する。

2. 施設の存在等

①調査・予測結果

-陸生動物・陸生植物・生態系- (対応する影響要因：c、d、f、g、h)

○調査結果

対象事業実施区域内及びその周辺では、オオタカ（環境省 RL：準絶滅危惧、三重県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類）、ヤマトモンシテムシ（環境省 RL：準絶滅危惧、三重県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類）、キシタアツバ（環境省 RL：準絶滅危惧）などの重要な種が確認された。また、地域を特徴づける生態系の注目種として、上位性ではチョウゲンボウ、典型性ではタヌキが挙げられる。



オオタカ



ヤマトモンシテムシ



キシタアツバ

○予測結果

事業による直接的な改変により、対象事業実施区域内の水田雑草群落及び生育植物が消失するものの、同様の生息環境は予測地域の周辺にも広がっており、生息環境が維持される。一部、種及びその生息環境が影響を受ける可能性があると予測された種については、工事開始前における既存施設敷地内に生息環境を仮創出することや、対象事業実施区域南側内にピオトープを創出するなどの環境保全措置を行う。

また、施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努めるなどの環境保全措置を行うことから、掘削・盛土等の土工による直接的な改変及び施設の存在による陸生動物及び陸生植物への影響は小さいと予測する。

※下線で示した箇所は、知事意見等を踏まえて準備書の内容から追加した内容を示す。

-景観- (対応する影響要因： f、 g、 n)

○予測結果

現況と比較して、煙突高さや建屋が少し大きくなるものの、壁面の彩度を落ち着いた色彩、敷地境界の植栽等の環境保全措置を行うことにより、計画地の周辺景観と調和した景観を形成するものと予測する。

<国道 23 号沿道>



<小俣町元町住宅地付近>



②評価結果

計画施設の存在等により、動植物の生息環境や景観に変化が生じると予測するが、環境保全措置として、壁面の彩度を落ち着いた色彩、敷地境界の植栽等を実施することから施設の存在等に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。

### 3. 関係車両の走行

-大気質、騒音、振動- (対応する影響要因： j)

①予測結果

ごみ搬入車両等の走行による大気質、騒音、振動の影響については、関係車両の台数が現況とほとんど変わらないことから現況と同程度と予測する。

②評価結果

関係車両の走行による影響は現状と同程度であることから影響が小さいと評価する。また、廃棄物運搬車両運転者へのエコドライブの周知などの環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。